

宮代町立図書館協議会について

1 設置目的（役割）

図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕に関し、館長に対して意見を述べる。※図書館法第14条より

2 設置根拠

図書館法、宮代町立図書館設置及び管理条例、宮代町立図書館協議会運営規則

【図書館法】（抜粋）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【宮代町立図書館設置及び管理条例】（抜粋）

第17条 法第16条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から任命する。

5 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

6 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

【宮代町立図書館協議会運営規則】〈別紙1〉

3 近年の主な議題（審議内容）

(1) 「図書館ビジョン（宮代町立図書館の目指す姿）」〈別紙2〉を踏まえた図書館の運営状況（事業計画及び事業報告、利用状況等）について

(2) 平成27年度：指定管理者の選定（更新）のスケジュール等について

※今後は、図書館ビジョンの改訂に関する審議も予定 ※本格審議は平成30～31年度の予定

4 平成29年度の会議予定

開催日	会議名	内容
6月20日	第1回会議	・宮代町立図書館協議会について ・会長及び副会長選出 ・平成28年度利用状況・蔵書統計について ・平成28年度図書館アンケート結果について ・平成28年度期末モニタリング用アンケート結果について ・平成29年度事業計画について
11月中旬～ 12月上旬	第2回会議	・平成29年度上半期の事業報告（利用状況等）について
3月中旬～下旬	第3回会議	・平成29年度下半期の事業報告（利用状況等）について

5 会議・会議録の公開

原則として公開

※根拠：宮代町附属機関等の会議の公開に関する規則

6 委員報酬等

会議出席1回につき、報酬3,000円＋費用弁償300円

※委員長の場合は、報酬に2,000円加算

※根拠：特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

指定管理者制度とは

- ▼指定管理者制度とは、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社等の民間事業者に包括的に代行させることができる制度です。
- ▼民間事業者の専門知識や従業員の雇用形態を活用することによって、専門分野に特化した事業の実施や開館時間の拡大、運営コストの削減等の効果が期待できるとされています。
- ▼宮代町立図書館では、指定管理者制度の特性を活かすことによって「図書館ビジョン」の実現を図ることを目的に、平成23年4月から(株)図書館流通センター（TRC）が指定管理者として施設の管理運営を行っています。
※現在は、第2期目の指定管理期間中（平成28年度～平成32年度）